

平成 30 年 6 月 27 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26380152

研究課題名(和文) インターネット環境の下での国際的名誉毀損事案の解決 - 国際裁判管轄と準拠法の検討 -

研究課題名(英文) The Solution of International Libel Cases on the Internet--Jurisdiction and Governing Law

研究代表者

江泉 芳信 (EIZUMI, YOSHINOBU)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：50103601

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：インターネットを經由してなされる名誉毀損は、広く拡散して世界中に被害を生じさせる可能性がある。その解決にあたっては、救済を求める地を決定し(裁判管轄権)、準拠法を明らかにする必要がある。しかし、裁判管轄ルール、準拠法指定ルールも、必ずしも各国で統一されているわけではなく、また実質法としての名誉毀損に関わる規定も内容が統一されているわけではない。Ehrenfeld判決を契機に英米での対応の違いが鮮明となり、その後両国の間では、アメリカ合衆国が主導する方向での統一が進んでいる。わが国では、国際私法の観点からこれに対処することになるが、統一的な快傑という点では、アメリカにならった解決に帰着する。

研究成果の概要(英文)： Libel Tourism, where plaintiff brings action in England expecting the application of favorable English law, is forum shopping in the Internet age. Plaintiff is making use of a English forum, which gives plaintiff advantages in terms of jurisdictional rules and English substantive law. For the uniform solution of Libel Tourism, the most effective solution is to unify the rule on jurisdiction and substantive law level.
By adopting a new defamation law England followed American way of Libel resolution.

研究分野：国際私法

キーワード：名誉毀損 インターネット 国際裁判管轄 準拠法 統一的解決 名誉毀損法制

1. 研究開始当初の背景

インターネットは、利用者が簡単に国境を越えて取引をし(電子総取引)、情報交換をすることを可能にする。そこでは、特にビジネスの経験を持たない者であっても、潤沢な資金を有していない者であっても、コンピューターとインターネット接続環境があれば、外国と様々なかかわりをもつことが可能となっている。

このような状況においては、インターネット環境で法律問題が生じたときに、それをどのように解決するかという点が問われる。この問題については、既存の法を利用して対応することが前提となっている。すなわち、当事者はいずれかの国に所属してその法の支配を受けているのであるから、通常の国際取引と大差のない規律の仕方で十分に対処できると考えられる。ところが、通信衛星を使った衛星放送の場合に典型的にみられるように、受信装置が衛星に向けてセットされると、情報は雨の如く降り注ぐことになる。例えば、音楽著作物は伝統的に国家単位で保護され、条約を通じて国際的保護の枠組みが構築されてきたが、衛星放送は、条約による拘束を受けない当事者(条約を批准していない国の利用者)が無断で利用できる状況が生まれる。この点について、江泉は「インターネットを利用した著作権侵害事案の国際私法的検討」(半田正夫先生古稀記念論集『著作権法と民法の現代的課題』(法学書院 2003年)472~486頁)で検討していた。

国際私法の分野で結果が複数の国で発生する不法行為、すなわちユビキタス侵害事案について受拠法をいかに指定するかという問題が顕著な形で登場するのが、インターネ

ットというメディアを通して発信された情報が、外国で人の名誉を毀損するという事態についてどのように規律するかという問題が Libel Tourism という呼び名で注目された。特に大西洋の両岸のイングランドとアメリカ合衆国の間で生じたことにより、どのような規律が望ましいかという国際私法の準拠法指定という問題に加え、実質法としての英米の法制度の対立が問題の解決を困難にしていることが明らかになった。

2. 研究の目的

イングランドとアメリカ合衆国の名誉毀損に関わる基本原則は、同じコモンローの国でありながら大きな違いが生じていた。このことが、両国の間に Libel Tourism という、いわば法廷地漁り(forum shopping)をもたらしていたのである。

この研究では、英米2国の法の間が生じた相違点が統一されていった状況を明らかにすることを目的としていた。いわば法改正の流れを両国の判例、立法作業、法改正に向けたロビー活動等を明らかにすることによって現状に至るまでの動きを明らかにすることを1つの目的としていた。

アメリカ合衆国においては、連邦憲法における表現・出版の自由が強く擁護されるのに対し、イングランドにおいてはむしろ個人の名誉の保護に重きを置く傾向が維持されてきた。

また、ユビキタス侵害の場合の準拠法指定にあたり、イングランドでは名誉毀損を生じさせる「公表」(publication)は国ごとに別個に行われるとする multiple publication rule が伝統的にとられたのに対し、アメリカ

合衆国においては、ユビキタス侵害の場合であってもその原因たる公表は 1 つと考え (single publication rule)、公表のなされた国の法を適用して拡散して各地で発生した損害(結果)を規律するという方法がとられてきた。

結果的にイングランドは長い歴史をもつ multiple publication rule を改めて、single publication rule に変更するのであるが、これには EU 諸国における個人の利益を人権の問題として厚く保護する発送が影響しているのではなかろうかと思われる。

わが国におけるユビキタス侵害の規律については、アメリカ合衆国と同じ立場で、いわゆる single publication rule に基づいて準拠法を 1 つだけ確定するというアプローチがとられていると言えよう。

今後、インターネット関連の問題として「忘れられる権利」や「フェイクニュース」の現象を前提に、インターネットに接続するサービスを提供するプロバイダー、さらには各種の情報を仲介するネットワークサービスプロバイダーに対して、弱い立場に置かれる個人の権利をいかにして守るか、そのための法的枠組みをどのように構成するかの問題が出てくるとと思われる。

2. 研究の方法

研究は、法律データベースの Lexis/ Nexis および Westlaw を通じて、欧米大学のロー・レビューに掲載された論文をもとに、検討するという方法がメインとなった。研究の進展の中で、早稲田大学比較法研究所に研究会(国際私法・国際取引法研究会)で申請者が報告し、参加者から様々な観点での指摘を受

ける形で問題点を抽出しつつ研究を進めていった。

今回の研究は英米法における対応の相違から生まれる法の空隙をうまく利用して、潤沢な資金を準備した富裕層・著名人等が、自らに批判的な論者の表現活動を封じるためにイングランドで裁判を提起するという Libel Tourism の規制に向けて態勢が整ったことを明らかにした。

同様にコモンロー国として位置づけられるオーストラリア、及びニュージーランドにおいては新しい動きはみられない。さらにカナダの動向も明らかではない。

特にオーストラリアは Libel Tourism の典型である Gutnik 判決があり、オーストラリア法の動向は大きな関心と呼ぶものといえる。

4. 研究成果

研究は、研究方法の項目で述べたとおり、判例および文献研究を行った。その成果は、申請者の担当する授業科目のうち、国際私法においては不法行為の一類型としての名誉毀損の規律問題として、また国際取引法においても電子商取引に関連して生ずる問題として紹介し、学生の関心を喚起した。

その努力に対して、大学総合研究センターから、2017 年秋学期の国際私法 2 の授業について E-teaching Award を授与された。

「ライベル・ツーリズム 英米判例の対立から調和への動き」比較法学 52 巻 1 号 226 ~ 232(早稲田大学比較法研究所 2018)は、Libel Tourism の典型例であるアラブの富豪でテロリストに資金を供与していると批判された Mahfouz とアメリカ人作家の Ehrenfeld

との間の名誉毀損事件を契機として、アメリカ法の立場から強く批判され、また EU の著者の基本的人権の尊重という立場からの批判を受け、イングランド法の改正が行われた事実およびそれを促すことになったアメリカ合衆国の一連の立法をコンパクトに紹介した。

申請者は名誉毀損という観点からアメリカ合衆国における裁判管轄権、準拠法決定、さらには外国判決承認制度について博士論文の執筆を進めており、今回の研究はその中心的な部分を構成する。

また、韓国デジタルコンテンツ学会において 2016 年 12 月 2 日に発表法廷を行い、音楽著作物がインターネットを通じて利用される場合に、複製による侵害を防止するための仕組みとしてブロックチェーンを使った利用記録の保存というメカニズムの可能性を提案した。このアイデアは、名誉毀損問題を検討する過程で生まれたものである。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

江泉芳信「ライベル・ツーリズム 英米判例の対立から調和への動き」比較法学 52 巻 1 号 226 ~ 232 頁

[学会発表](計 1 件)

江泉芳信「JASRAC とネット上の知財管理」韓国次世代コンテンツ学会 (2016 年 12 月 2 日 韓国セゾン大学)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

江泉芳信 (EIZUMI, Yoshinobu)
早稲田大学 法学部 教授

研究者番号 : 50103601